

2023年6月27日

文部科学大臣
永岡 桂子 様

日本教職員組合
中央執行委員長 瀧本



2024年度 教育予算拡充に関する要請書

日頃より、教育の発展にご尽力されていることに対し敬意を表します。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。4月に文科省から公表された、「教員勤務実態調査」速報値からも、改正給特法の上限規制に反する、過労死ライン超えの長時間勤務実態が明らかとなりました。また、物価高騰により光熱費、給食食料費、教材費等の経費値上がりの影響が慢性化している現状があります。すべての子どもの学びを保障し、GIGAスクール構想にむけたICT機器の活用など、時代に対応する教育環境整備は、国による十分な予算確保が必要です。

21年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられていますが、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かな教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が求められます。

学校の働き方改革やゆたかな学びの保障、安全・安心な教育環境を実現するためには、教員の持ち授業時数の軽減や小学校高学年教科担任制のための加配教員の増員、少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。また、教員不足の問題においても、処遇改善に加え、業務削減・定数改善が重要です。

つきましては、2024年度教育予算において、下記事項の実現にむけ要請いたします。

記

1. 全国的な教育水準の確保に不可欠な義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1への復元を行うこと。
2. 子どもたちのゆたかな学びの実現にむけ教職員定数改善計画を策定して、以下の教職員定数改善を行うこと。
 - ①小学校5年生の35人学級実施にあたっては、加配教員の付け替えを行うことなく、必要な教員数を配置すること。
 - ②小学校高学年の教科担任制のための教員を大幅に増員すること。
 - ③学校の働き方改革推進にむけ、小学校では20時間、中学校では18時間、高等学

校では 16 時間など持ち授業時数の上限を設定するとともに、それにともなう教員定数改善を行うこと。

- ④幼稚園においては、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」をふまえた 1 学級の幼児数となるよう改善を行うこと。また、養護教諭等の配置を行うこと。
- ⑤養護教員、学校栄養職員の配置基準の見直しを行うこと。当面、加配教職員の増員を行うこと。
- ⑥事務職員の中学校区ごとの共同学校事務室加配改善及び職務・職責の変更にともなう小中学校への省令事務長マネジメント加配を新設すること。また、高等学校事務長の基礎定数を改善すること。
- ⑦通級指導を実施するすべての高等学校への複数の教員を配置すること。
- ⑧実習教員、寄宿舎教員、学校現業職員の配置改善を行うこと。
- ⑨中学校・高等学校での 35 人学級の早期実施とさらなる少人数学級の実現による教職員定数改善を行うこと。また、定時制高等学校における 20 人以下学級の実現による教職員定数改善を行うこと。
- ⑩少数職種の再任用短時間勤務者を円滑に配置できるよう措置すること。

3. 学校現場における働き方改革等にむけ、必要な予算を確保すること。

- (1)スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー、学習指導員、教員業務支援員、部活動指導員、情報通信技術支援員、学校司書、特別支援教育支援員、医療的ケア看護職員などの配置拡充・処遇改善を行うこと。
- (2)「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」にある学校徴収金の公会計化や地域との連携強化、業務の外部委託などを促進すること。また、そのために必要な措置を講ずること。

4. 部活動の地域移行について、自治体に十分な財政支援を行うこと。また、学校施設等の開放事業において、必要となる施設整備・修繕費についても予算措置を行うこと。

5. 教育予算の確保を行うこと。

- (1) GIGA スクール構想の ICT 環境整備については、ソフトウェア費、保守・機器更新・有償保証費、光熱費などの予算措置をはかること。同時に、社会的インフラとして、自治体単位で情報アクセス環境を整備すること。また、「GIGA スクール運営支援センター整備事業」の補助割合を 2 分の 1 とすること。
- (2) 新たな「教育の ICT 化に向けた環境整備計画」を策定すること。
- (3) 高等学校の「一人 1 台端末」については、国庫負担とすること。当面、自治体において地方財政措置の予算化がはかられるよう指導・助言すること。
- (4) 小学校 35 人学級編制のための教室整備に十分な予算措置を行うこと。また、改正バリアフリー法にともなう施設設備改善にむけ、予算化をはかるよう総務省・自治体にはたらきかけること。

- (5) 学校給食衛生管理の基準を遵守するため、給食調理場の空調設備などの改善充実並びに人員配置のための予算措置を行うこと。
- (6) 高等学校授業料について、国際人権A規約の趣旨をふまえ無償制に復元すること。
当面は、高等学校等就学支援金制度など、修学支援制度の拡充、奨学のための給付金の増額をすること。また、大学授業料の軽減と授業料免除対象者の拡大と大学生に対する給付型奨学生の拡充等を行うこと。
- (7) 定時制・通信制高等学校における就職支援員や日本語指導員などの人員配置を講ずること。
- (8) 東日本大震災の「被災児童生徒就学支援等事業」について、引き続き全額国庫負担支援による十分な就学・修学支援に必要な予算確保をはかること。また、支援内容が変更となった「地震・津波被災地域」についても、「原子力災害被災地域」と同様の支援内容とすること。
- (9) 大規模災害の災害等の理由により就学・修学が困難な子ども対象の「被災児童生徒就学支援等事業」について引き続き継続すること。
- (10) 就学援助制度の拡充、特別支援教育就学奨励費の増額及び支給対象を高等学校まで拡大するとともに要件の緩和をすること。
- (11) 「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」の確実な実施にむけ、予算化をはかるよう総務省・自治体にはたらきかけること。
- (12) 教職員の勤務実態と職務の複雑、困難及び責任の度の高まりに即した給与改善のための予算措置を行うこと。
- (13) 教職員の退職手当に係る調整額区分の適用改善をはかること。
- (14) 臨時・非常勤教職員について、国公実態や地方公務員法等の趣旨等をふまえ、待遇を改善すること。
- (15) 国立大学法人運営費交付金の増額と教育・研究の自由が確保される公平・公正な配分、ゆたかな私学教育のための私学助成を拡充すること。
- (16) 物価高騰にともなう、燃料・給食食材費等への予算を確保すること。

以上